

一般事業主行動計画について

次世代育成支援対策推進法第12条第1項または第4項の規定に基づき一般事業主行動計画を下記の通り策定しました。

記

1、 一般事業主行動計画の計画期間

令和3年11月1日～令和6年10月31日

2、 一般事業主行動計画策定指針の内容

1 (1)、育児、介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業等諸制度の周知を図る。

2 (5)、 1以外の次世代育成支援対策に関する事項

若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進を図る。

上記の目標により、職員に対し育児・介護休業法に基づく育児休業給付、産前産後休業等の諸制度を周知するとともに、将来就業に繋がる就業体験の機会を提供する。また雇用管理の改善を推進する。

一般事業主行動計画について

女性活躍推進法第8条第1項または第7項の規定に基づき、
一般事業主行動計画を下記の通り策定しました。

記

1 一般事業主行動計画の計画期間

令和3年11月1日～令和6年10月31日

2 一般事業主行動計画策定指針の内容

(1) 達成しようとする目標

職場復帰に向け不安な環境を整備し、退職者の現況把握に努め、再雇用へのアプローチを図り、最低でも1名以上は再雇用するものとする

(2) 女性に活躍推進に関する取り組みの内容

- ・採用に関する事項 女性が活躍できる職場であることについての求職者に向けた積極的広報に努める
- ・育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対する再雇用の実施

上記の目標により、職員の採用を増やす等、理由があつて一度退職した職員の段階的再雇用に向け事業主としてアプローチを図る。